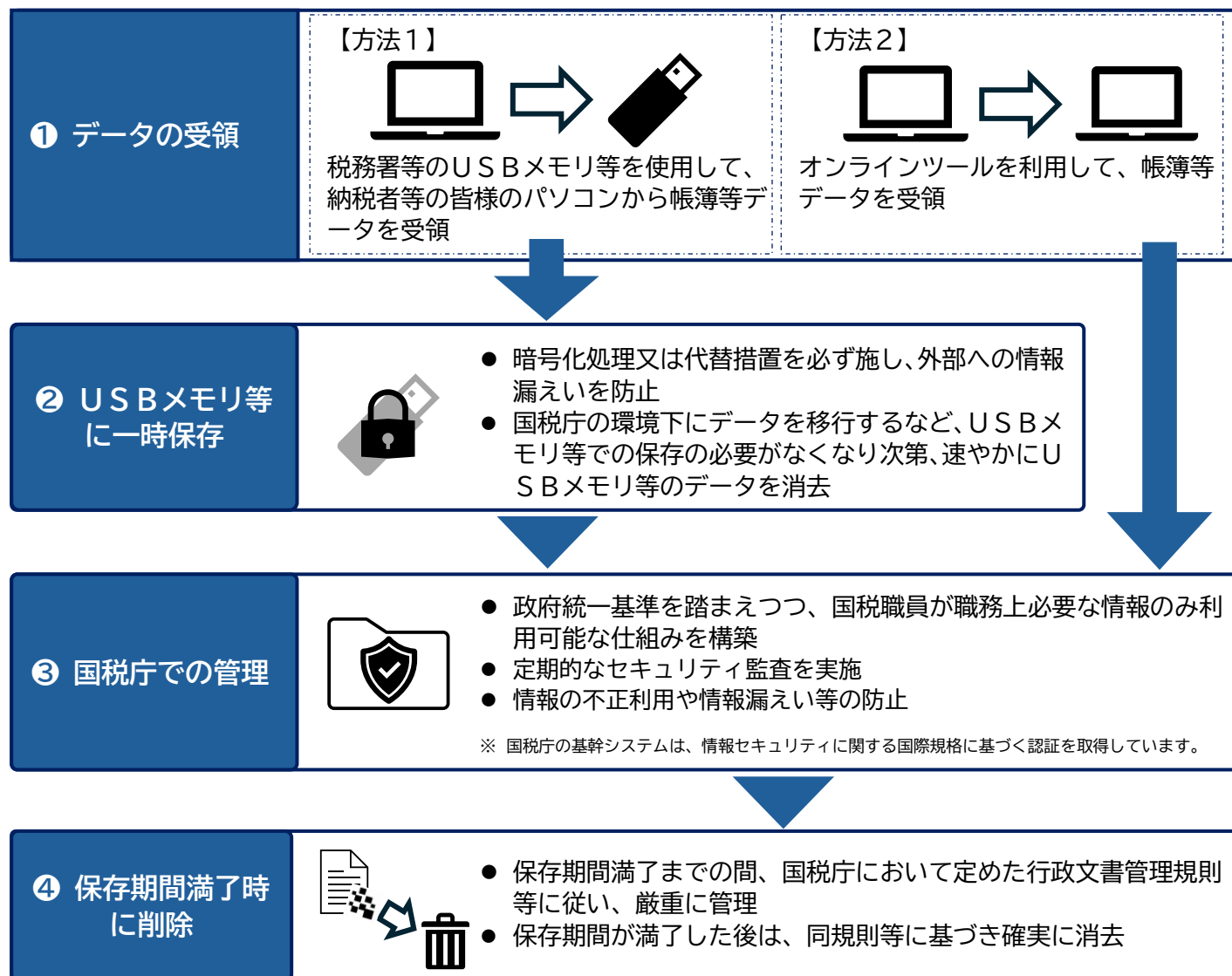


税務調査等において納税者等の皆様から 提出を受けた帳簿等データの取扱いについて

税務調査等において、申告内容等を確認するため、国税通則法に規定する質問検査権に基づき、国税職員から納税者等の皆様へ、帳簿書類その他の物件に係る電磁的記録（以下「帳簿等データ」といいます。）の提出を求めることがあります。国税当局では、納税者等の皆様から提出を受けた帳簿等データについて、以下のとおり適切に取り扱っています。

※ 電磁的記録とは、パソコンの端末などに保存している電子データをいいます。



国税職員の守秘義務について



国税職員には、国家公務員法上の守秘義務とともに、国税通則法により国家公務員法よりも重い守秘義務が課されており、国税に関する調査において知り得た秘密を漏らしたときは罰則の対象となります。

Q & Aについて



国税庁ホームページでは「[税務調査等における帳簿等データの提出依頼等に関するQ & A](#)」を公開しています。

